○永平寺町子どもの医療費助成に関する条例

平成18年2月13日

条例第100号

改正　平成20年3月27日条例第8号

平成22年3月26日条例第5号

(目的)

第1条　この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、「子ども」とは、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2　この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者であって、子どもを現に監護し、かつ、その生計を維持しているものをいう。

3　この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1)　国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(2)　健康保険法(大正11年法律第70号)

(3)　船員保険法(昭和14年法律第73号)

(4)　私立学校教職員共済組合法(昭和28年法律第245号)

(5)　国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(6)　地方公務員共済組合法(昭和37年法律第152号)

4　この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法の規定による療養を受けた場合において、社会保険各法の規定により被保険者、組合員又は被扶養者が負担することになる費用をいう。

5　この条例において「医療機関」とは、社会保険法の規定による保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局等をいう。

6　この条例において「協力医療機関」とは、医療機関のうち、子どもに対する療養を行った場合、当該療養に係るレセプト(診療報酬明細書をいう)の写し又は医療費助成事業者一覧表を作成し、医療費助成事業総括表を添付して福井県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に送付する等の協力をするものをいう。

(助成対象者)

第3条　この条例による医療費等の助成(以下「助成」という。)の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、本町に住所を有する子どもであって、社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定の適用を受けている者を除く。

(助成を受ける者)

第4条　助成を受ける者は、助成対象者の保護者であって、社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者とする。

(助成の範囲)

第5条　町長は、前条の規定する者がその助成対象者に係る療養に要する費用のうち、一部負担金及び入院時食事療養費の定額負担分を医療機関に支払った場合には、当該支払額について助成を行うものとする。ただし、社会保険各法以外の法令その他規程により公費負担金、附加給付金等を受ける場合は、当該支払額のうち一部負担金の額からその額を控除した額及び入院時食事療養費の定額負担分について行うものとする。

(受給者証の交付申請)

第6条　第4条に規定する者は、助成を受けようとするときは、あらかじめ町長より当該助成を受ける資格(以下「受給資格」という。)がある旨の証明書(以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。

2　町長は、受給者証の交付の申請があったときは、受給資格についての審査を行い、受給者証の交付の適否の決定を行うものとする。

(受給者証の有効期間)

第7条　受給者の有効期間は、助成対象者が満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間とする。

(受給者証の提示)

第8条　受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、当該受給者証に記載された助成対象者が医療機関において療養を受けようとするときは、社会保険各法に規定する被保険者又は組合員証とともに当該受給者証を提示しなければならない。

(助成の申請)

第9条　助成は、助成対象者が医療機関において療養を受けるときにその受給者であった者(以下「申請受給者」という。)の申請に基づき行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず助成対象者が協力医療機関において療養を受けた場合においては、国保連から町長に医療費助成対象一覧(申請受給者が支払った当該療養に係る一部負担金及び入院時食事療養費の定額負担分の額、当該助成対象者の氏名等が記載された書類をいう。)の報告があったときに、申請受給者から同項の申請があったものとみなす。

3　町長は、第1項の申請又は前項の報告があったときは、その申請又は報告の内容を審査し、助成の適否の決定を行うものとする。

(届出の義務)

第10条　受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

(1)　受給者又は助成対象者の氏名、住所その他の受給者証の交付の申請に係る事項について変更があったとき。

(2)　助成を受けた後、当該助成事由が第三者の行為によって生じたものであることが判明したとき。

(助成の制限)

第11条　町長は、助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、助成は行わない。ただし、町長が特に助成を行う必要があるものと認めるときは、この限りでない。

(助成金の返還)

第12条　町長は、偽りその他の不正の行為によって助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(時効)

第13条　助成を受ける権利は、療養を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該起算日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1)　医療機関からの一部負担金又は入院時食事療養費の定額負担分の請求が遅延したとき　当該請求があった日の翌日

(2)　災害その他やむを得ない理由により、申請受給者が第9条第1項の申請をすることができなかったとき、又は国保連から同条第2項の報告がされなかったとき　当該やむを得ない理由がやんだ日の翌日

(手数料の支給)

第14条　町長は、医療機関が子どもの医療費の領収証明書を行った場合、当該医療機関に領収証明書手数料を支払うことができる。

2　町長は、協力医療機関において第2条第6項の手続を行った場合、当該医療機関に事務手数料を支払うことができる。

3　町長は、国保連からの報告に対して事務処理手数料を支払うことができる。

4　前3項の規定による事務に要した費用については、別に規則で定める。

(委任)

第15条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の松岡町乳幼児医療費の助成に関する条例(平成8年松岡町条例第13号)、永平寺町乳幼児医療費助成に関する条例(平成13年永平寺町条例第8号)又は上志比村乳幼児医療費の助成に関する条例(平成13年上志比村条例第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成20年3月27日条例第8号)

この条例は、平成20年6月1日から施行する。

附　則(平成22年3月26日条例第5号)

この条例は、平成22年6月1日から施行する。